

○内閣府
法務省 令第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）その他の関係法令を実施するため、外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令

（外国保険会社等供託金規則の一部改正）

第一条 外国保険会社等供託金規則（平成八年^{法務省}大蔵省^{令第一号}）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十七条第一項中「第五項（）」及び「第七条（）」の下に「これらの規定を」を加える。

（免許特定法人供託金規則の一部改正）

第二条 免許特定法人供託金規則（平成八年^{法務省}大蔵省^{令第二号}）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十七条第一項中「第五項（」及び「第七条（」の下に「これらの規定を」を加える。

（保険仲立人保証金規則の一部改正）

第三条 保険仲立人保証金規則（平成八年法務省
大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条第八項」を「第四十九条第二項」に改める。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十二条第七項中「供託物払渡請求者」を「供託物払渡請求書」に改める。

第十六条第一項中「第五項（」及び「第七条第一項（」の下に「これらの規定を」を加える。

（信託会社等営業保証金規則の一部改正）

第四条 信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府
法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第三中「丑」を削る。

（信託兼営金融機関営業保証金規則の一部改正）

内閣府

第五条 信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第三中「㉔」を削る。

（保険会社等営業保証金規則の一部改正）

第六条 保険会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。
法務省

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第三中「㉔」を削る。

（少額短期保険業者供託金規則の一部改正）

第七条 少額短期保険業者供託金規則（平成十八年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。
法務省

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

第十七条第一項中「第五項（「及び」第七条（「の下に「これらの規定を」を加える。

（金融商品取引業者営業保証金規則の一部改正）

第八条 金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。
法務省

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

別紙様式第三号中「㊦」を削る。

(投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令の一部改正)

第九条 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成

十九年 内閣府
法務省 令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

（有限責任監査法人供託金規則の一部改正）

第十条 有限責任監査法人供託金規則（平成十九年 内閣府
法務省 令第八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

（前払式支払手段発行保証金規則の一部改正）

第十一条 前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年 内閣府
法務省 令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第八中「五」を削る。

(資金移動業履行保証金規則の一部改正)

第十二条 資金移動業履行保証金規則(平成二十二年^{内閣府}法務省^{令第五号})の一部を次のように改正する。

第十二条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

様式第八中「五」を削る。

(金融サービス仲介業者保証金規則の一部改正)

第十三条 金融サービス仲介業者保証金規則(令和三年^{内閣府}法務省^{令第四号})の一部を次のように改正する。

第八条中「作成し、これに署名押印し」を「作成し」に改める。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。